

**あなたのお家は対象ですか？  
木造住宅の耐震化を支援します**

【問い合わせ】  
新館建築住宅課  
(☎41-3567)

**①木造住宅の耐震診断に対する支援**

- 対象住宅 昭和56年5月31日以前に新築、増改築され、地上階数が2以下の住宅
- 助成額 個人負担額は1件につき3,000円で残りの金額は市が負担します
- 申請開始日 5月13日(月)

**②木造住宅の耐震補強工事に対する支援**

- 対象工事 以下のいずれかの工事
  - 耐震補強工事を実施し、上部構造評点を1.0未満から1.0以上とする工事
  - 重大な地盤・基礎の注意事項を改善する工事
- 助成額 対象経費の5分の4(限度額100万円)

**③木造住宅の簡易耐震補強工事に対する支援**


- 対象工事 耐震補強工事を実施し、上部構造評点を0.7未満から0.7以上1.0未満とする工事
- 助成額 対象経費の2分の1(限度額30万円)

**②③共通**

- 対象住宅 以下の条件を全て満たす市内の住宅
  - 昭和56年5月31日以前の建築基準法により建築された住宅
  - 居住部分を有する一戸建てで、地上階数が2以下の住宅
  - 在来軸組工法で建築され、建築基準法令に違反していない住宅
- 申請開始日 5月13日(月)

木造住宅の耐震化を考えている人は、工事などを行う前に、新館建築住宅課へご相談ください。

対象や要件の詳細、申請方法など詳しくは、市ホームページでご確認ください。



**新たな建築物の建築を前提に  
空き家などの解体費用を支援します**

【問い合わせ】  
新館建築住宅課  
(☎41-3567)

- 対象 次のいずれかに該当する個人または法人
  - 空家等(\*)の所有者または相続人
  - 空家等の所有者、共有者全員または相続人全員から補助事業実施の同意が得られている人


\*…原則1年以上使用されていない建築物(物置などの付属建築物は除く)

- 要件 次の全ての要件を満たすこと
  - 市内にある空家等を解体し、同地番を含めた敷地に、5年以上居住・使用する一戸建て住宅や店舗などを新築すること

- 市内に本店を有する個人または法人との間に補助対象建築物の解体に係る工事請負契約を締結すること
- 市税などの滞納がないこと

空き家などの解体を考えている人は、工事などを行う前に、新館建築住宅課へご相談ください。

対象や要件の詳細、申請方法など詳しくは、市ホームページでご確認ください。



**●補助額・上限額**

区分	空き家などの建築年	補助額	上限額
市内全域	昭和56年5月31日以前	建築物の除却費の2分の1の額に10万円を加算した額以内	50万円
	昭和56年6月1日以後	建築物の除却費の2分の1の額以内	40万円
うち居住誘導区域または生活サービス拠点区域	昭和56年5月31日以前	建築物の除却費の2分の1の額に10万円を加算した額以内	100万円
	昭和56年6月1日以後	建築物の除却費の2分の1の額以内	100万円

**ごみは正しく分別して捨てましょう**


ごみを捨てるときは、各家庭に配布している「家庭ごみ収集分別表」を確認して、分別して捨てるようにしましょう。

お住まいの地域により、利用できるごみ集積所や捨てるごみのルールが決まっています。トラブルの原因になるので、地域外の集積所は利用しないでください。




**ごみの分別ポイント  
(Plastic・Pet・Paper)**

■プラスチックごみの捨て方  
。「プラ」のリサイクルマークが表示されているものは、「その他プラスチック」です。汚れている「その他プラスチック」は軽く洗って水切りをしてから出してください。軽く洗って汚れが落ちないものは資源として利用できません。



**ごみ分別辞典ウェブサイト  
分別方法を調べられます**

ごみの分別方法や出し方が簡単に検索できる、ウェブサイト「ごみ分別辞典」を市で開設しています。パソコンやスマートフォンから簡単に検索できるのでご利用ください。



■ペットのフンは燃やせるごみ  
散歩中のペットのフンは必ず持ち帰って処理しましょう。紙などに包んで小袋に入れてから、燃やせるごみとして出してください。

せん。燃やせるごみとして出してください。

ペットボトルはラベルとキャップを外し、軽く洗って水切りをしてから出してください。中身が残っているものや、ラベルとキャップが付いたままのものは収集できません。

**粗大ごみはごみ集積所に  
出すことができます**


一辺の長さが60センチを超えるものは粗大ごみとなり、ごみ集積所に出すことができません。直接処理場に持ち込むか、市の一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者に処分を依頼してください。

直接処理場に持ち込む場合は、素材により持ち込み先が異なるので注意してください。処理業者など詳しくは、「家庭ごみ収集分別表」をご覧ください。

**ゴールデンウィーク中の  
ごみ収集**

- 【粗大ごみの持ち込み先】
- ▼可燃性粗大ごみ：岩手中部クリーンセンター(北上市和賀町後藤3-60)
- ※手数料は10kgごとに130円
- ▼不燃性粗大ごみ：花巻市清掃センター(矢沢7-229-7)
- ※手数料は10kgごとに260円
- 無許可の廃棄物回収業者に注意  
家電製品や家具類など、家庭から出る廃棄物を有料で収集する場合、市の許可が必要です。無許可の回収業者に廃棄物の回収を依頼した場合、次のようなトラブルが発生することがありますので注意

燃やせるごみは平常通り収集を行います。燃やせないごみ・資源ごみは通常のスケジュールと異なる場合があります。詳しくは各家庭に配布している「家庭ごみ収集カレンダー」をご覧ください。市ホームページからも確認できます。



【問い合わせ】  
本館生活環境課(☎41-3544)